

# Land Conditions in the Suburbs of Nagoya during the Tokugawa Period

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24517/00000094">https://doi.org/10.24517/00000094</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



# 近世後期の名古屋近郊の土地条件

梶川 勇 作

## 序 言

尾張地方には、「尾張徇行記」(以下、徇行記と略称)という近世地誌がある。これを文政5年(1822)に完成させたのは、尾張藩士・樋口好古であった。彼は永く担当していた地方行政の実務の傍ら、司農府の古今の帳簿と自らの領内巡視に基づいて、各村の石高・耕地・戸口の多寡や村民の生活状況などを記録し、約30年の歳月をかけて徇行記をまとめあげた。徇行記は、それ以前に編集された「寛文村々覚書」や「張州府志」などの主要な地誌を引用しているうえに、それらよりも記載内容が詳細であって、最もすぐれた尾張の近世地誌であると思われる。

筆者は、徇行記を主な資料として、別稿においては尾張8郡のうち丹羽郡、春日井郡、海東・海西両郡の藩政村について論述したが、本稿では名古屋城下町に近い村々の土地条件の多様性を明らかにしたい。本稿で名古屋近郊とした区域は、西と北は庄内川、北東はその支流・矢田川、南東は天白川を境とし、南は伊勢湾に臨む。この区域は、現在の名古屋市域よりは狭く、今日の守山・名東・緑の3区などを含まないが、昭和12年3月から同30年4月までの名古屋市域と同じである。この区域には文政年間に愛知郡の90カ村と春日井郡の24カ村、合わせて114の藩政村があった。その区画を図1に示した。この114カ村を記述の便宜上から次のように5区分しよう。まず、慶長13年(1608)に行われた備前検地の際、既に独立した村として認められた「古村」91カ村と、その後が開発され村として認められた「新田村」23カ村に大きく分けられる。新田村のうち、太賀藤新田・名古屋新田・本願寺外新田以外は区域南部の伊勢湾沿岸の干

拓地である。古村のうち、享保13年(1728)以降、名古屋町奉行が特定事務について支配した城下隣接の新街区(町続き<sup>10)</sup>)を含む10カ村を「町続きの村」とし、他の古村は名古屋を中心に東部22カ村、西部39カ村、北部20カ村に区分した。なお本稿の論述には図1に示した区域のうち名古屋城下町と熱田町を含まない。両者はそれぞれの町奉行支配下において、「近郊村」ではないからである。

対象区域のうち、名古屋の東部はおおむね洪積台地と丘陵からなるが、北部と西部は庄内川の沖積低地である。町続きの村も、古渡と前津小林の2カ村を除くと沖積低地に位置する。名古屋と熱田は「熱田面」と呼ばれる段丘中位面にあるが、この段丘面は、東方の下位面(旧矢田川の侵食谷)である「大曾根面」をはさんで、御器所台地、笠寺台地にもみとめられる。これらの台地上に、古井、御器所、川名、石仏、高田、大喜、桜、笠寺などの村がある。これらの東方の末森、八事、中根などの村域はほとんどが丘陵であるが、それらの集落は丘陵を切り込んで短い浅い谷底平野に立地している。

名古屋の北部から西部の一帯の低地は、大部分は三角州からなるが、集落は自然堤防に立地している場合が少なくない。北部の矢田、下飯田、安井、光音寺、稲生、堀越などや、西部の柴、日比津、下中、高須賀、烏森、荒子、高畑などの集落が、その好例である。北端の成願寺、中切、福德の3カ村は、当時は庄内川と矢田川にはさまれた輪中となっていて特異であった。北部から西部の一帯は、きわめて平坦で、北部の辻村あたりでも海拔7メートルほどにすぎない。烏森村より南では自然堤防を除くと、ほとんどが海拔ゼロメートル地帯であった。熱田の

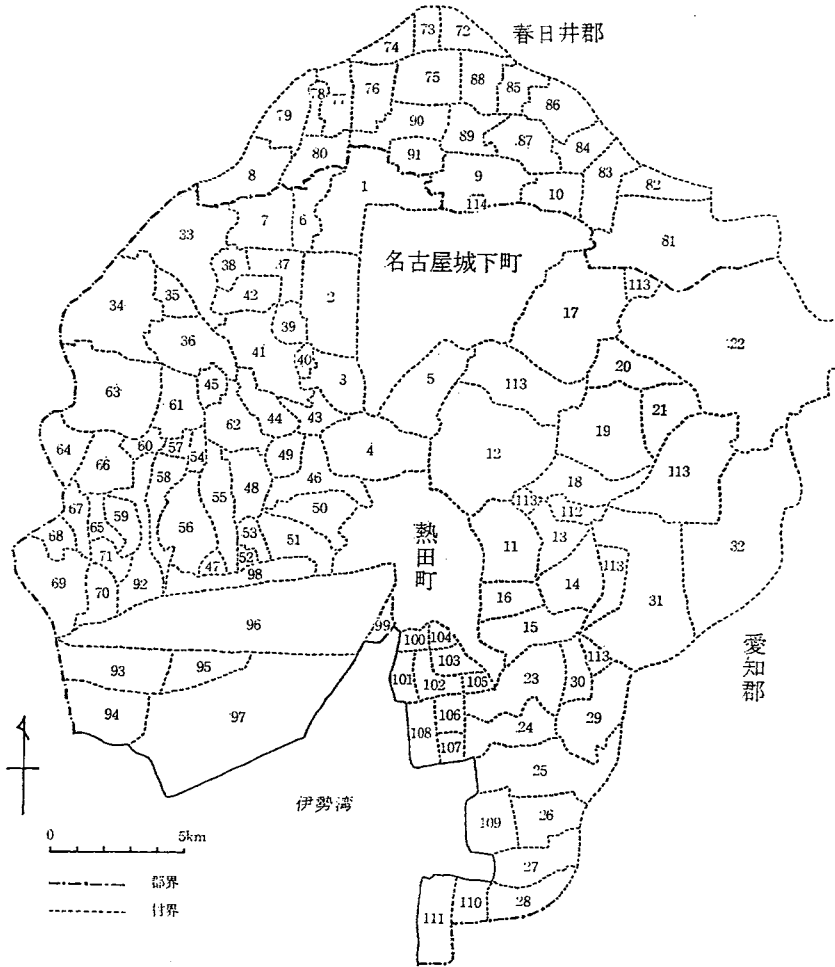


図1 村の区画(文政5年)

村名一覧

町統きの古村(10カ村)

- 1.名古屋 2.広井 3.日置 4.古渡 5.前津小林  
6.押切 7.栄 8.枇杷島 9.杉 10.大曾根

東部の古村(愛知郡22カ村)

- 11.高田 12.御器所 13.本願寺 14.北井戸田 15.  
本井戸田 16.大喜 17.古井 18.石仏 19.川名  
20.丸山 21.伊勝 22.末森 23.山崎 24.戸部  
25.笠寺 26.本地 27.南野 28.牛毛荒井 29.桜  
30.新屋敷 31.中根 32.八事

西部の古村(愛知郡39カ村)

- 33.日比津 34.稲葉地 35.上中 36.下中 37.中  
野高畑 38.大秋 39.牧野 40.平野 41.米野 42.  
中島 43.露橋 44.北一色 45.高須賀 46.五女子  
47.七女子 48.四女子 49.二女子 50.牛立 51.  
中野 52.ハッ屋 53.丸米野 54.本郷 55.小塚  
56.荒子 57.万町 58.高畑 59.中郷 60.八田  
61.烏森 62.長良 63.岩塚 64.横井 65.打出

- 66.野田 67.中須 68.大蟻螂 69.下ノ一色 70.東  
起 71.法華

北部の古村(春日井郡20カ村)

- 72.成願寺 73.中切 74.福德 75.光音寺 76.稻  
生 77.名塚 78.真福寺 79.堀越 80.児玉 81.鍋  
屋上野 82.大幸 83.矢田 84.山田 85.辻 86.  
上飯田 87.下飯田 88.安井 89.東志賀 90.西志  
賀 91.田幡

新田村(23カ村)

- 92.中島新田 93.甚兵衛新田 94.甚兵衛後新田  
95.土古山新田 96.熱田新田 97.熱田前新田 98.  
中野外新田 99.熱田船方新田 100.図書新田 101.  
紀左衛門新田 102.長三郎新田 103.古伝馬新田  
104.仁右衛門新田 105.巾着新田 106.戸部下新田  
107.忠治新田 108.道徳新田 109.水袋新田 110.  
源兵衛新田 111.柴田新田 112.本願寺外新田  
113.名古屋新田 114.太賀藤新田

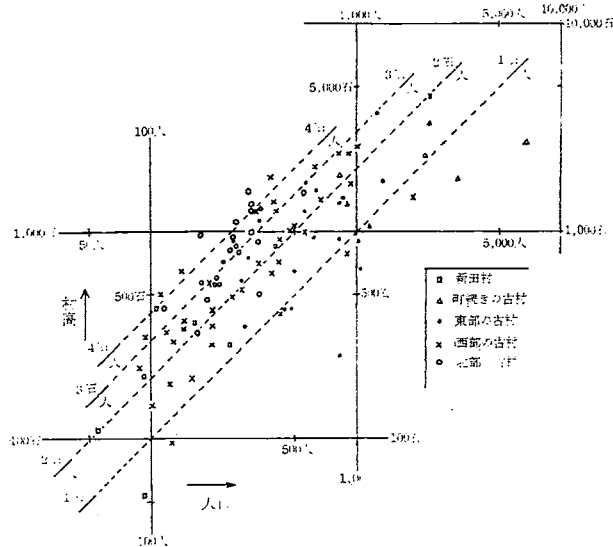


図2 人口と村高(文政5年)

西方と南方の伊勢湾沿岸の新田は近世の干拓地である(国土地理院発行の25,000分の1土地条件図「名古屋北部」,「名古屋南部」参照)。

### I 村の規模

徇行記に基づき、村の人口と石高(村高)を示したのが図2である。村の規模が大小様々であったことが分かる。前述の5区分ごとに平均すると、町続きの古村は規模が大きく、北部の古村は小規模である(表1)。

最大規模(人口2千人・村高2千石以上)の村は、町続きの名古屋・広井・古渡の3村と熱田新田である。広井村の人口(6,943人)は群を抜いて多い。寛文12年(1672)に比較すると、戸数は1.9倍であるが、人口は3.4倍にもなっている。「此村は、堀川通り町並より西江川通りまでの間、町屋地子陸続す。……是は皆御城下町つづきなる故に、此間に住する者は農商共に町奉行所支配なり。……此村農屋は戸田道南の方矢切、又北の方新屋敷の内にあり。……今は農家衰へ、只匠商人輓人脚人の業を以て生産とする者多し。祿宜町は殊に商売多し」という(注(1)91~92頁)。慶長の備前検地で高付けさ

表1 村の平均規模(文政5年)

区分	尺度	村高(石)	高成耕地(町歩)	戸数(戸)	人口(人)
古 村	町続き	1,810	102.7	390	2,108
	東 部	1,097	67.2	156	645
	西 部	856	52.0	105	388
	北 部	849	56.5	61	260
	計	1,017	62.2	136	594
新田村		730	77.0	91	357
合 計		977	64.2	131	576

(注) 『尾張徇行記』による。無高の村、無人の村、記載もれの村を除く。

れた耕地のうち37%が正保2年(1645)までに堀川と侍屋敷となってつぶれた。文政5年(1822)の村高は、若干の新田(13石)を含めて、2,682石(田畑110町歩)であったが、そのうち<sup>11)</sup>833石(33町歩)は道路や侍屋敷で、「証文引」であった。

名古屋村は人口では広井村の3分の1ほどにすぎないが、村高では上回っている。広井村の場合と同様、慶長13年(1608)から正保2年(1645)までの間に、本田の45%が侍屋敷・町屋となり、また文政5年の村高3,310石(226町

歩)のうち792石(36町歩)が証文引となっていた。この村の耕地には、城の北西部にまとまっている西田分と、「御城を築き玉へる時、今の御深井丸辺御用地の換地として賜はり、開墾した」という、周辺の数カ村に散在している東畑分とがあった。この村の領有は蔵入と寺社領に分かれていたが、「西本田・東畑共に、御祭礼領・天王坊領・万松寺領・高岳院領・白林寺領処々に入交れり。……元より糧戸少きが故に、御城下よりは多く脚人共入作をし、又上宿住居の御小人御仲間辻番人の類多く承佃し、東畑は隣村より入合耕耘す」という(注(1)31~32頁)。寛文12年(1672)に「戸二百八十二、口七百二、馬十八匹あり。享保年、地子町奉行支配に附し、以来は農商交接し、農家衰耗し、今は僅に戸三十二、口百六十一、馬はなし」(注(1)30頁)というのは、蔵入地だけのことであり、寺社領を含めた人口は寛文年間より少くとも3割は増えている。

古渡村は名古屋城下と熱田町の間に位置し、村域は東西に長い。古渡村の人口(2,224人)は名古屋村とほぼ等しく、その村高(2,295石)は広井村より若干少ない。堀川開削時(1610年)に8%の田畑(12町7反)が減った。また文政5年(1822)の村高のうち177石(田畑8町2反)が証文引になっている。「此村落は橋町通り東西に分れ、御城下つづきにて、……橋町木戸よりして南を上切・中ノ切・下ノ切と云。……尾頭町佐屋街道筋辻までを新町と云、此町は寛文四辰年始て取建る……木場屋舗……は寛文四辰年、元材木町・上材木町・下材木町の者共へ木場として賜はり、以来三ヶ町より支配して町並となれり。……古渡橋通りより本町通裏北へ向け農屋建ならべり、これを西屋敷と云。又本町通りより東の村落を中市場・寺屋敷・山の内、東掛所前を茶屋町と云。其うらを辻と云。多くは町並になり、其間に糧戸東西に散在せり。……されば町並の者は高持にて、農商を兼たる者多し」という(注(1)139~140頁)。村の中央を美濃路が貫き、佐屋路が分岐していた。寛文2年(1672)からの人口増加は37%であっ

た。

熱田新田の人口(2,310人)は古渡村とほぼ同じであるが、村高(4,523石)は2倍をこえ、この地域で最大であった。この新田は正保4年(1647)着工・慶安2年(1649)竣工の藩営干拓新田である。慶安4年(1651)から寛文6年(1666)までの検地で田畑394町歩が高請され、その後、寛保3年(1743)までに10町歩が加えられた。高成耕地の76%が水田である。一反当たり田は1石2斗、畑は9斗に高付けされている。藩は竣工前から、入札で地主を募集した。すなわち、一定の年貢納入を条件に入札によって地代金を徴収して新田を割り付けた。それゆえ資金のない者は小作人として入植した<sup>12)</sup>。新田の戸数はすでに寛文12年(1672)には161戸(936人)を数えた(注(4)1巻131頁)が、文政5年(1822)には544戸(人口2,310人)にも増えた。高持は戸数の43%であった(注(2)178頁)。新田全体は東から西に33に割られ、東組(一番から十一番)と西組(十二番から三十三番)に分けられた。両組の耕地面積・石高はほぼ等しいが、戸数は西組のほうが4割ほど多かった。

上述の4カ村に次ぐ規模(人口千人・村高千石以上)の村は、町続きの日置・枇杷島、東部の御器所・笠寺、西部の稲葉地・下ノ一色の6カ村であり、新田村や北部の古村にはない。6カ村のなかで対照的なのは、日置村と御器所村である。前者は相対的に人口が多く、後者は村高が多い。

以上のような規模の大きい村がある一方には、図2に示されない、人口のない村や村高のない村があった。無人村は13カ村ある(表2)。このうちの唯一の古村である七女子村<sup>13)</sup>は、中世には字松ノ木(現・中川区松ノ木町)に集落があったが、すでに寛文年間には人家はなく(注(4)1巻133頁)、その12町歩の耕地は同じ熱田神領である隣接の小塚村の百姓が耕作していた。

表2の仁右衛門新田から甚兵衛後新田までは高成の耕地・村高はある。このうち最大の甚兵衛新田は、元禄9年(1696)海東郡福田新田の百姓・西川甚兵衛が敷金200両を上納して開墾

表2 無人村(文政5年)

村名	初検地年	田	畑	うち田	村高
七女子村	1608年	12.1	町	町	石
仁右衛門新田	1693	1.5	—	—	115.2
甚兵衛新田	1704	67.4	57.6	—	11.0
太賀藤新田	1744	2.4	2.1	—	674.3
水袋新田	1745	21.4	21.4	—	30.6
巾着新田	1755	1.8	1.1	—	233.0
甚兵衛後新田	1802	43.6	38.9	—	15.5
古伝馬新田	(1673)	(20.0)	(?)	—	380.8
熱田船方新田	(1675)	(7.5)	(—)	—	—
凶書新田	(1713)	(9.5)	(—)	—	—
土古山新田	(1740)	(40.0)	(39.2)	—	—
道徳新田	(1741)	(20.5)	(12.1)	—	—
熱田前新田	(1801)	(349.2)	(?)	—	—

(注)『尾張徇行記』による。( )内は開発年と見取地面積。

し、作取<sup>つくりどり</sup>8年の後、同17年(1704)に検地・高請された(注(2)526~527頁)。「初め民家ありしが、享保七寅年大風高汐の時、民戸没落し、其後熱田新田の内に民戸を築き今二十戸ほどあり」という(注(2)166頁)。文政4年(1821)当知新田と改称された。この新田南方の砂洲を寛延3年(1750)同じ西川甚兵衛家が「自分金」を以て新田に開いたのが、甚兵衛後新田である。高請は開発の52年後であった(注(2)167頁)。比較的大きい水袋新田は本地村の弥次右衛門が「自分金」で享保10年(1725)に開発した。その年から20年間は作取で、「翌丑年竿入、御年貢反に五升つつ永々上納、堤机修造共末々まで自分普請の筈にきはめありしが、延享二丑年に至り御高成あり。」文政5年には定免五ツ八厘となっている(注(2)347~348頁)。他の3新田は小さい。巾着新田は、元禄14年に長者町の孫七が敷金61両を上納し、「自分金」で開発、7年間は葭山年貢を上納、8年目から永代反当たり米5斗6升ずつを上納する決まりであったが、宝暦5年(1755)と安永3年(1774)に検地・高成となった(注(2)194頁)。太賀藤新田は、城下の竹腰山城守中屋敷と杉村に囲まれた蓮池跡地が元禄6年(1693)に開墾されたもので、当初は志水蓮池新田と呼ばれたが、文化年間に地主

の石町鍵屋善左衛門の願い出により改称された(注(3)121頁)。熱田の南の仁右衛門新田は元禄6年(1693)と宝暦5年(1755)検地の畑地だけの最小の新田である。

表2の古伝馬新田以下の6カ村は高成の耕地がない。無人の無高村である。古伝馬新田と船方新田は、熱田(宮)宿の伝馬役および船役の助成のため、藩が未開地を与えて開発させたもので、無税地であるから高請も必要なかった。古伝馬新田の南に同様の目的で元禄年間に「新伝馬新田」も開発されたが、その後の水害による破堤の修復ができず、正徳4年(1714)金300両で熱田材木町の江戸屋長三郎に売却された。寛保3年(1743)高成の長三郎新田(18町歩、

高203石)がこれである。船方新田も元文元年(1736)山崎村の徳左衛門の手に渡ったが、6年後に船役人は藩の援助を得て、金150両で買いもどしたのである。宿駅伝馬役助成の新田は他にもある。古井村の「馬方新田、畠十一町二反二歩、是は寛文六申年古雨池二ヶ所新田築、名古屋宿伝馬百匹飼料にわたる」(注(2)30頁)。また、牛毛荒井村「鳴海伝馬新田二十五町三畝八歩、是は寛文十二子年天白川下空地にて地所を下され、新田開墾し伝馬助成」とした(注(2)356頁)。これらも高付けされていないが、独立した新田村の扱いをうけていない。

凶書新田が無高であるのは、加藤凶書助の控地で「御除地」であるからだ。正徳3年(1713)名古屋大津町小関彦兵衛が旧凶書助宅地前海岸の砂洲を開墾したもので、「年貢は加藤凶書助へ収納しきたれり」という(注(2)189頁)。

以上の3新田村は開発時点から、高付けする予定がまったくないわけであるが、土古山・道徳・熱田前の3新田村は高請けする時機に至っていないだけである。土古山新田は熱田新田前の成瀬隼人正控の葭山を、成瀬氏が藩に請願して蟹江村の鈴木新助に開発させた。鈴木が敷金500両を上納して開発した請負新田で、成瀬氏<sup>13)</sup>の請控となったが、文政5年(1822)においても「定納米なし、年々不同なり……於今納米検見の上収納」する野方見取田畑であった(注(2)

168頁、(2516頁)。道徳新田は、天白川流路変更でつぶれた天白古川新田の替地として、戸部村前に藩小納戸が寛保元年(1741)に開墾したが、文政5年(1822)にも見取地である。明治2年には村高213石と記されている。熱田前新田<sup>14)</sup>については、徇行記は名称をあげているだけであるので、本稿では無人・無高村として扱った。

住民はいるが、見取地だけで無高であった村は、戸部下新田と忠治新田である。戸部下新田は、元禄11年(1698)敷金100両を上納して開かれたが、歟下年季の宝永7年(1710)に高潮で破堤、再開墾して享保2年(1717)から作取<sup>15)</sup>となり、ようやく同13年(1728)に草野年貢米5石を納め始め、寛保2年(1742)の検地で定納米29石3斗の見取田畑(10町5反)となった。文政年間の地主は名古屋納屋町の庄蔵であり、17戸、87人が住んでいた。その南の忠治新田(1戸5人居住)は、享保12年(1727)に熱田神宮の神官・田島肥後が金20両の敷金で開墾に着手した後、熱田中町の忠治郎が同20年(1735)に開墾、永く作取であったが、宝暦4年(1754)の検地で1反に付5升ずつ定納の見取田畑(9町5反)とされた。文政年間の地主も忠治郎である。

村高(高成耕地)をもち、住民もいる村のうち最小は、紀左衛門新田(高110石、55人)と本願寺外新田(高53石、93人)である。また高200石未満の古村は、平野・ハッ屋・小塚・横井の4カ村、人口100人未満の古村は中島・万

町の2カ村であった。これら6カ村は西部の村である。

## II 農耕地の多様性

村の規模を人口と村高からみだが、両者の関係は住民1人当たりの石高で表すことができる。対象地域全体ではそれは1石7斗4升であったが、町続きの村では8斗7升と低く、一方で北部の古村は3石2斗6升であった(表3)。これを村ごとに示したのが図3である。人口1人当たり高4石以上は、北部の5カ村(光音寺・稲生・児玉・下飯田・西志賀)と西部の3カ村(中野高畑・露橋・二女子)であった。他方、1人当たり1石に満たないのは、町続きの4カ村(広井・日置・枇杷島・大曾根)と東部の3カ村(丸山・本地・牛毛荒井)、西部の4カ村(ハッ屋・丸米野・下ノ一色・東起)および本願寺外新田である。前者8カ村のうち7カ村では、人口が寛文年間に比べて1割以上減少しているのに対し、後者12カ村のうち11カ村では2割以上の増加があった。

1人当たり石高の多い村では、農業労働力が不足したであろう。それゆえ、稲生村では「他村へ掟田地多く、比来弊民も増し貧村となれり」(注(3)21頁)。児玉村では「耕地余りになりて、巾下辺へ多く田畝を掟る」(注(3)31頁)。露橋村でも「田力不足、北一色村・丸米野村または広井天王崎あたりよりも承佃する」(注(3)95頁)。とくに下飯田村は「比来戸口衰耗し、佃力不足なるにより、懸令に請て府金を賜ひ、入

表3 5区分別の諸指標指標

区	分	耕地当たり 石高(斗)	水田 率 (%)	新田高率 (%)	1人当り 石高(斗)	高持率 (%)	給知高率 (%)
古 村	町 続 ぎ	17.6	70.6	2.0	8.7	58	35.3
	東 部	14.4	56.7	9.6	18.0	74	71.4
	西 部	16.5	66.0	5.3	22.1	65	86.4
	北 部	15.0	81.0	2.1	32.6	85	92.9
	計	15.9	67.5	5.2	17.0	70	73.7
新 田 村		9.6	50.7	100.0	22.9	46	10.4
合 計		14.9	64.4	15.7	17.4	68	67.0

(注) 新田高率(明治2年)以外は、文政5年。給知高に寺社領高を含む。

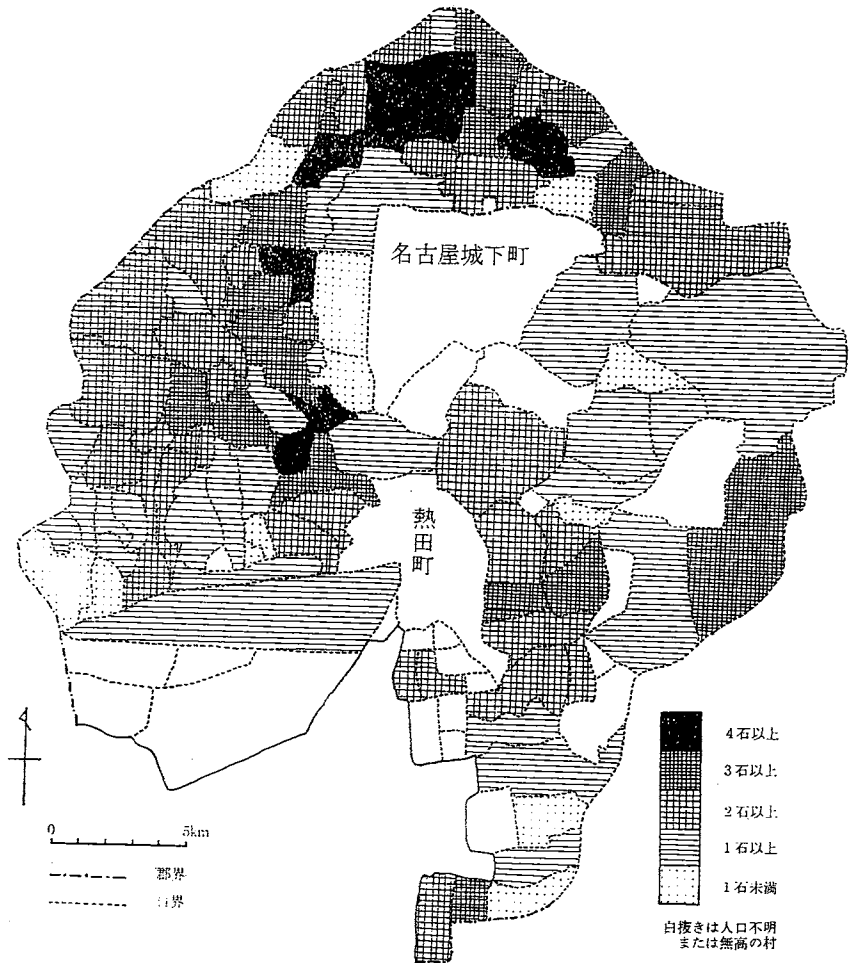


図3 人口1人当たり石高(文政5年)

百姓を八戸ほど一区にいと名み、佃力の助けとす」という(注(3)182~183頁)。「掟」も「承佃」も小作のことである。

1人当たり石高の少ない村でも町続きの村ならば農外就業の機会も多かったであろうが、他では農業労働力に対して村内の耕地だけでは不足したであろう。それゆえ、牛毛荒井村では「他村の田畝を専ら承佃する。」八ッ屋村では「第一、中野外新田、熱田新田を承佃す。」丸米野村でも「隣村は勿論、露橋村までも承佃す」という(注(2)114, 116, 358頁)。

村ごとの1人当たり石高という指標は、村民が村内の全石高・耕地を保有・耕作していることを暗に仮定しているが、現実には上記のように

必ずしもそうではなかった。別稿(注(9)103~105頁)でも述べたが、村内の耕地・高と村外住民との関係には次の3つの形態が考えられる。第一は村外住民が地主で、村内住民がその耕地を小作する形である。対象地域については、徇行記には、この形態に関する記載はほとんどないが、「明和年庄内川瀬違ひ以前は、下ノ一色村と地続きの隣村ゆえに、於今同村控地もあり」という東起村(注(2)161頁)はこの形と思われる。また村外住民が大地主であった新田村、例えば長三郎新田、戸部下新田、柴田新田、源兵衛新田などはこの形態であったと考えられるが、具体的な記載はない。

第二の形態は村外住民が地主であり、耕作者



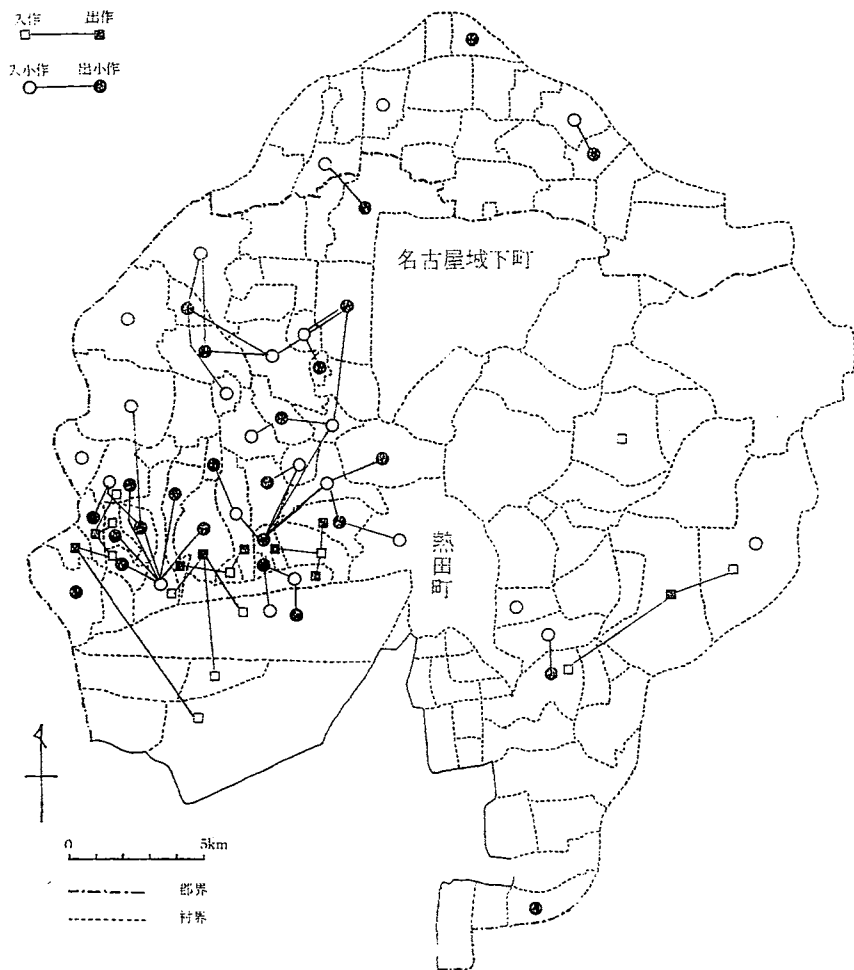


図4 村外との関係(文政5年)

も村外住民(地主と別人の場合も含む)という形である。徇行記では「入作」、村外からは「出作」と表現されている。住民のいない七女子村や新田村では「入作」しかありえない。徇行記によると、川名村と中野村には他村からの入作があり、荒子・中須・大蟪螂・中根の4村からは他村に出作している(図4)。

第三は村内の耕地を村外住民が小作する形態<sup>16)</sup>で、前述の「承佃」の事例はすべてこれである。図4では、このような小作地のある村を「入小作」、その小作人のいる村を「出小作」と表示した。徇行記によると、この形態は数多くみられ、とくに西部に広範に分布していた。しかし、具体的な小作の形態(小作料など)については

記載がない。入小作21カ村の人口1人当たり石高の平均が3.0石であるのに対し、出小作23カ村のそれは1.6石であったから、入小作の村になるか、出小作になるかの分かれ目は、村民1人当たり高2石3斗ほどにあったと思われる。小作地の所在地とその小作人の居住地は隣接する村の例が多いが、なかには2,3km離れていることもあった。しかし、これらの距離は、第一の形態における地主とその耕地との隔たりより短いと考えられる(注(9)105頁)。第一形態では村外住民はいわゆる不在寄生地主であり、その耕地を耕作していないからである。

村高と高成耕地との関係は1反当たりの石高で表現できる。それは、反当たりの実収ではな

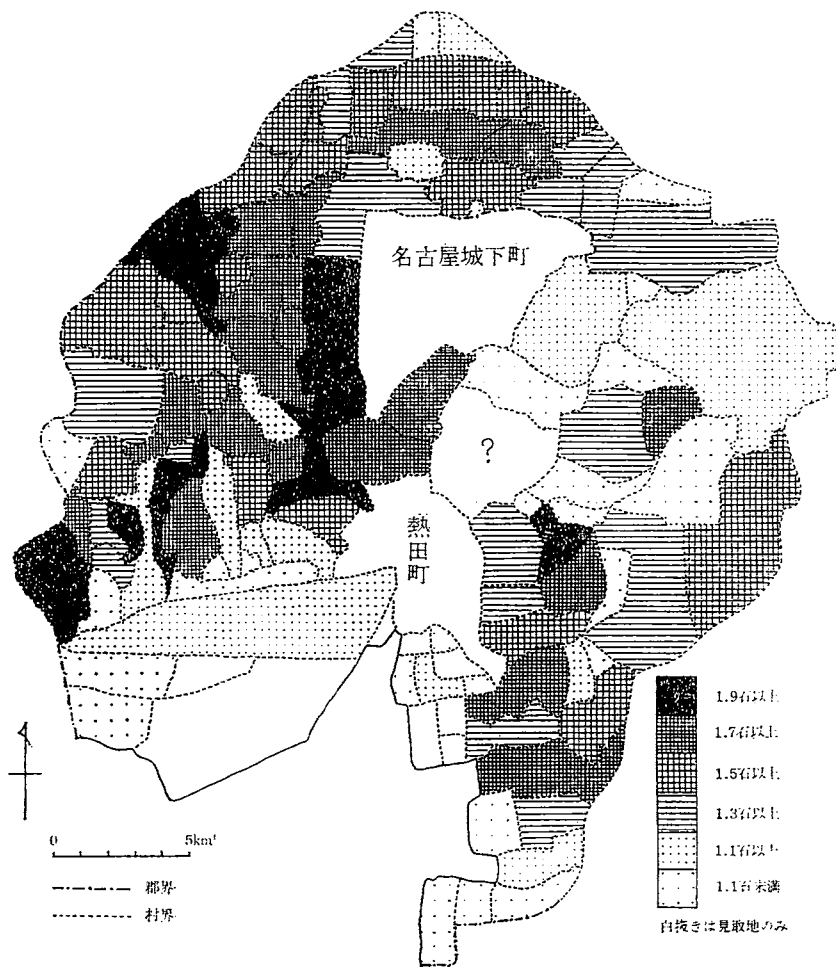


図5 田畑反当たり石高（文政5年）

いとしても、課税評価額と考えてよい。そもそも村高は、上・中・下田、上・中・下畑のそれぞれの面積と特定の石盛との積の総和であるから、平均石盛といつてよい。それを村ごとに示したのが図5である。地域全体では1反当たり高1石4斗9升であるが、新田村では9斗6升、古村では1石5斗9升とおよそ6斗の差異があった（表3）。古村の平均石盛は町続きの村で高く、東部で低かった。反当たり2石をこえるのは、広井・日置・平野・中郷の4カ村である。町続きの村は証文引などがあって複雑であるので、平野と中郷で説明しよう。

平野村の本田畑8町3反6畝余は、慶長13年（1608）の備前検地で高109石8斗に高付けさ

れた。反当たり1石3斗の平均石盛である。ところが、寛永年間に年平均73石1斗余の年貢を上納していたために、正保2年（1645）の「高<sup>な6</sup>概<sup>し</sup>」によって村高が182石9斗に改定され、さらに寛延4年（1751）の検地で田6畝14歩が高1石1斗6升の新田として加えられた。合わせて田畑8町4反3畝、村高184石となった。反当たり2石1斗8升である。中郷村も事情はほぼ同じである。備前検地で本田畑44町3反余がちょうど500石に高付けされたが、寛永年間の年貢米が397石であったがために、正保2年以降は991石6斗の村高となり、万治2年（1659）畑6反4畝が高3石2斗、寛文2年（1662）田畑2反7畝が高2石7斗の新田として加わっ

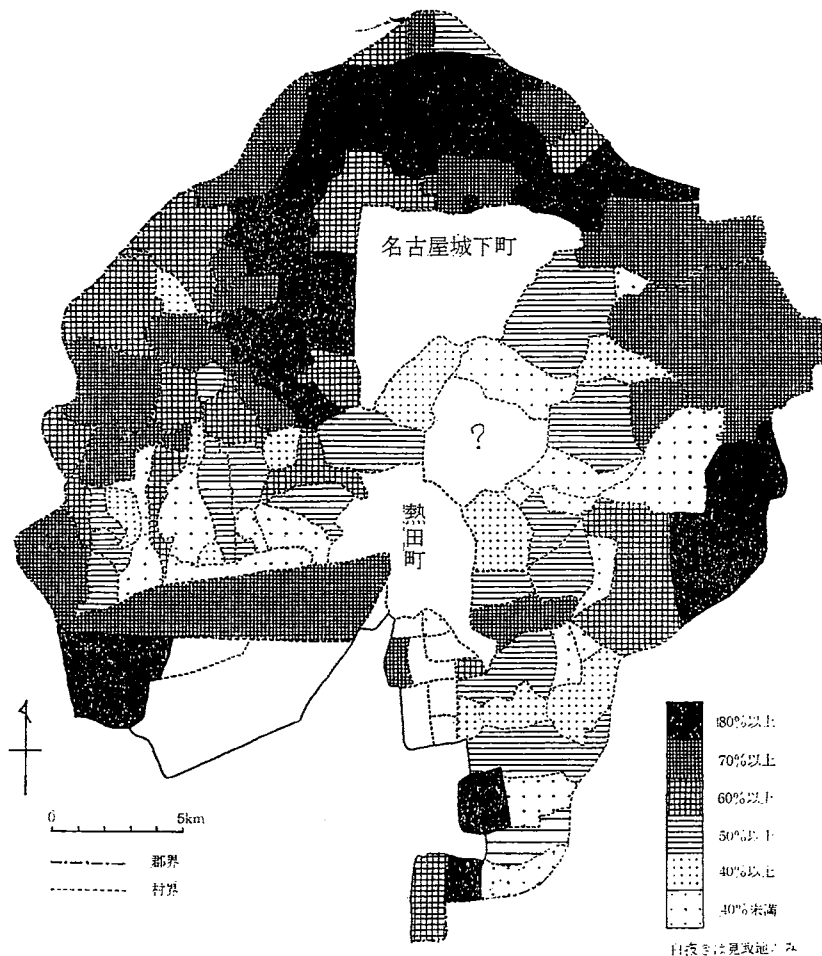


図6 水田面積率(文政5年)

た。合計45町2反余、村高997石5斗となって幕末に至るのである。反当たり2石2斗1升である。

一方、平均石盛が最も低い古村は横井村である。備前検地でこの村の本田畑(12町1反余)は150石7斗に高付けされた(反当たり1石2斗余)。元和年間(1615~1623)に田畑3町2反が26石9斗の新田として高請けされた(反当たり8斗7升)。寛永年間の平均年貢は本田分が41石3斗、新田分が10石8斗であったから、高概しによって正保2年に、本田103石2斗と新田21石4斗の計124石6斗の村高となった。延宝8年(1680)の申新田(1町7反、高13石7斗)と宝永4年(1707)の亥新田(1町、高

9石)が加わって、田畑17町8反5畝、村高146石7斗となった。反当たり8斗2升の石高である。平均石盛9斗台の古村のうち、中切村と大幸村は横井村と同様、高概しによって村高が縮減されており、牛毛荒井村と石仏村では新田の占める割合が多く、その石盛が低いためであり、七女子村は熱田神領のため、高概しが行われなかったからである。

新田村のうち、平均石盛の高い(反当たり1石以上)のは、熱田・長三郎・水袋・源兵衛の4新田であり、低い(同7斗以下)のは本願寺外新田と中野外新田である。前者では水田率が75%以上であるのに対し、後者では水田は2割に満たないことが、差異の一要因であろう。水

田の石盛は同じ村のなかの畑地の石盛より高いからである。

対象地域全体では水田率は64%であったが、北部では高く、東部では低い(表3)。西部の南寄りにも畑がちの村がみられる。内陸の新田村では畑地が多いが、海岸の干拓新田には両極端の村があった(図6)。水田率が90%をこえる村は、高い順に水袋新田・児玉・押切・大幸・源兵衛新田・大曾根の6カ村であり、一方、水田が2割未満の村は、畑だけの仁右衛門新田・本願寺外新田のほか、低い順に名古屋新田・中島新田・中野外新田・牛毛荒井村であった。

本地村(水田率31%)地先に造成された水袋新田では、高成耕地21町4反歩のうち畑はわずか3畝であった(ただし、この新田には、次に述べる見取地が17町4反もあり、そのうちの約13町歩は畑である)から、平均石盛が新田村のうちでは高かった(1石1斗)。他方、内陸の名古屋新田は耕地354町5反歩のうち畑地が92%をしめるために、平均石盛が比較的低い(7斗6升)。

古村のなかでは水田率は児玉村で最高(96%)であり、牛毛荒井村で最低である。しかも、児玉村は本田(備前検地で高請けした耕地)のみで、全く新田がないが、牛毛荒井村では本田5町4反歩に、その4倍(21町4反歩)の新田が開発して加えられた。それゆえ、平均石盛は前

者の1石6斗に対して、後者は9斗5升到すぎない。

村の農業生産の基盤が高成の耕地であったことはもちろんであるが、見取地と林野も村によっては重要であった。見取地は「野山或は平地にても新規に田畑等切開き検見を受候得共、土地不宜、本高には難成候付、反別にて何十町と唱候」(注(1)454頁)のもので、少量の定納米だけが課せられる。見取地だけの新田村については前に述べた。ここでは高成耕地に対する見取地の面積比をみよう。村高のある106カ村の高成耕地(6,731町歩)に対する見取地(808町歩)の比は12%である。この比率は東部(25%)と新田村(20%)で高く、西部は低い(3%)。とくに西部の中央あたりには見取地がほとんどなかった。見取地は高成耕地より偏在する。上記の比が平均の12%を上回るのは14カ村にすぎない。町続きの広井・大曾根の2村、東部の末森・川名・戸部・本地の4村、西部の下ノ一色・中須の2村、北部の鍋屋上野および5つの新田村(紀左衛門・長三郎・水袋・柴田・名古屋新田)である。

林野は見取地より面積が多い(1,060町歩)が、その分布はもっと偏在的である。林野のある村は北部の大幸・鍋屋上野の2村とそれに続く東部の9カ村だけである(表4)。しかも、末森・八事・川名の3カ村に8割が集中していた。

表4 林野の種類別分布

(文政5年, 単位・町歩)

種類 村名	松	山	御	林	砂	留	山	平	山	定	納	山	野	方	山	計
末	森	32.0		187.1		45.4		164.9		16.5			17.6			463.5
八	事	—		7.9		0.5		138.3		25.1			46.1			217.9
川	名	9.0		—		—		—		63.2			101.9			174.1
山	崎	—		—		—		—		—			84.7			84.7
中	根	—		—		2.3		22.7		42.9			9.3			77.2
鍋	屋	—		6.3		1.6		12.5		8.1			—			28.5
上	野	—		—		—		—		—			8.2			8.2
御	器	—		—		—		—		—			5.3			5.3
本	井	—		—		—		—		—			—			—
大	幸	—		—		—		0.4		0.2			—			0.6
合	計	41.0		201.3		49.8		338.4		156.0			273.1			1,060.0

(注) 『尾張御行記』による。

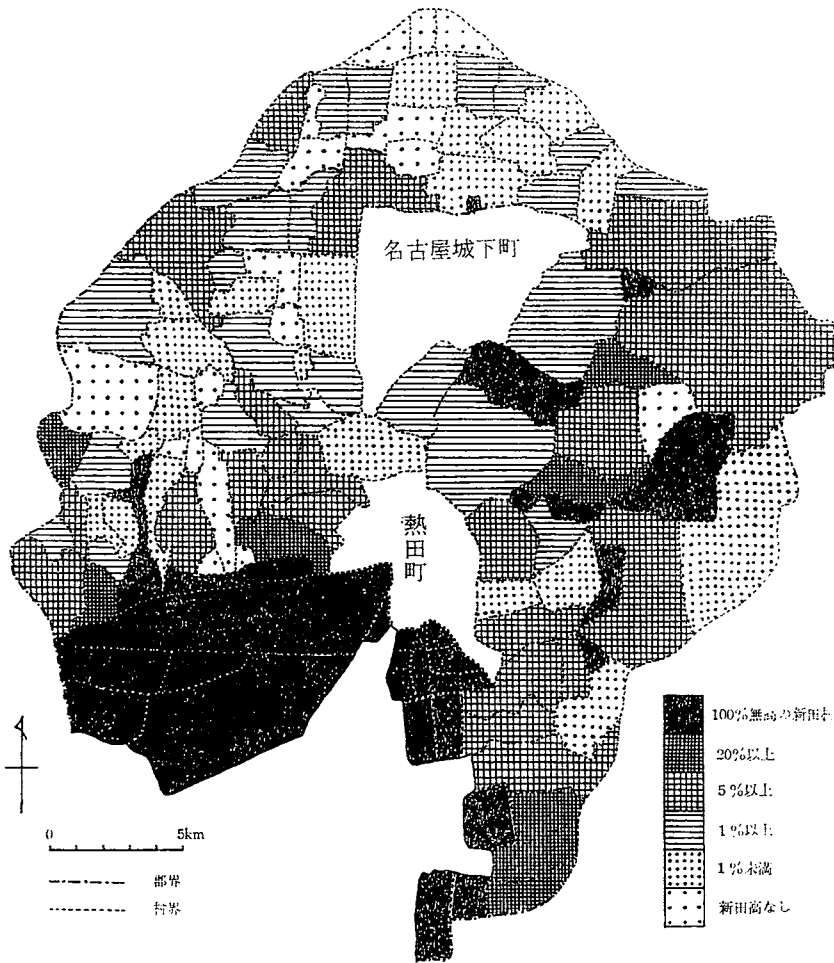


図7 新田高率(明治2年)

林野は藩政上から表4のように6種類に分けられる。御林と砂留山が全くの藩有林であるのに対して、定納山と野方山は民有林であり、定納米が課せられた。ただし、野方山は野方奉行の支配である。松山と平山は藩有林と民有林の中間的性格をもっていたから、下刈年貢を納めて村民が利用できた。ただし、松山は山方奉行の支配である。松山と御林・砂留山は末森村に、平山は末森・八事の2村に集中しているが、定納山・野方山は比較的分散している。一村域内においては、集落の近くに定納山・野方山があり、御林・砂留山が集落から最も遠くに分布していたと思われる(注(8)前編, 28~31頁)。

### Ⅲ 新田と土地の領有

対象地域における本田の石高(概高)は、8万8千石であるが、明治2年の総石高は10万5千石となった<sup>19)</sup>。すなわち、差し引き16,425石が江戸時代に開発された新田の高であり、それは明治2年の総石高の15.7%をしめる。この新田高率は新田村ではもちろん100%である。これら新田村の村高合計は、11,581石であり、新田高全体の70%をしめる。逆にいうと、古村における切添新田は開発全体の3割にすぎない。海面干拓が開発の中心であったからである<sup>20)</sup>。図7は村ごとに新田高率を示したものである。新田村のうち内陸のものは名古屋新田・本願寺外新

田・太賀藤新田だけである。

徇行記によると、太賀藤新田は前述のように無人の小新田であったが、本願寺外新田には21戸(93人)の住家があり、氏神八幡社もある。この新田は「元寺尾土佐守組屋敷にて家十五軒あり、因て今に十五軒ヤとも」呼び、元禄7年(1694)と宝暦5年(1755)検地の畑9町3反(高53石1斗)があった。名古屋新田は熱田新田に次ぐ高成耕地(355町歩)をもつが、一般の村とは異なる形態であった。この新田は、万治年間(1658~1660)から新田頭の兼松源蔵と小塚源兵衛が、名古屋村を初めとして前津小林・御器所・古井・本井戸田・北井戸田・大喜・本願寺・本願寺外新田・中根・石仏・川名・八事・丸山・伊勝・末森・鍋屋上野・大曾根の18カ村の「処々にて隙地を巡視して……大繩内荒地、漸々に自分金を以て開墾」した<sup>21)</sup>という(本稿の図には、その主要部分しか書き入れていない)。宝永3年(1706)までに355町歩が高請けされたが、畑地がその98%をしめ、畑の反当たり石盛も7斗5升と低いので、耕地面積に比較して村高(2,774石)は少ない(注(1)82頁)。しかし、この名古屋新田と熱田新田だけで、この地域の新田高のおよそ半分をしめた。

古村の新田高率は東部で10%、西部で5%であるが、町続きと北部の古村では2%にすぎない。新田高率15%以上の古村は東部の7カ村(高い順に、牛毛荒井、南野、石仏、本地、丸山、戸部、笠寺)と西部の南寄りの5カ村(高い順に、東起、横井、丸米野、中野、中須)であり、北部にはない。東部では石仏、丸山の他の5カ村は連続している。この5カ村における文政5年(1822)までの新田開発面積は104町歩であったが、一方、寛文12年(1672)に85町歩あった塩田が文政5年には17町歩に減少している。すなわち、この5カ村では新田の半ば以上が塩田を転換したものであったと思われる。

村の土地・石高の領有は、蔵入、給知、寺社領に区分される。近世後期の尾張藩では、総石高の48%が蔵入、51%が給知、1%が寺社領<sup>22)</sup>であったが、文政5年(1822)の名古屋近郊地域

では、給知(63.2%)が蔵入地(33.0%)を大きく上回り、寺社領(3.8%)も比較的多かった。しかし、新田村では89.6%、町続きの古村でも74.7%が蔵入であった(表3)。

寺社領の石高は3,938石である。ただし、たいていの寺社領は正保の「高概し」が行われていないので、この石高もほぼ元高のままであるから、他に比べて過少評価されている。村のすべての高が寺社領であったのは、熱田神領の七女子・ハッ屋・小塚の3村と東照宮社領の田幡村(554石)である。村の一部に寺社領がある14カ村のうち8カ村は東部の村である。新田村には寺社領はなかったが、古村の切添新田が寺社領に給されたことはある。しかも、別の集落を形成した例として、石仏村の藤成新田があげられる<sup>23)</sup>。

寺社領の支配は給知と同様に藩と地頭である社寺との二者によって行われた。また、その管轄機関は寺社奉行であっても、地方に関する事項については代官も管轄権をもっていたから、単純化のため、以下では寺社領を給知に含めて扱うことにする。そうすると、各村の領有は、一円蔵入、一円給知、蔵入・給知立合の3類型に区分しうる。これを給知高率で図示したのが図8である。一円蔵入(給知なし)は、町続きの5村(広井・日置・前津小林・古渡・枇杷島)と村高のある新田村15カ村のうちの13カ村および山崎・本地・岩塚の3村の計21カ村である。新田村が2カ村(中島新田・中野外新田)を除き、蔵入であるのは、延宝8年(1680)以降、新田は給知としない原則がとられたからである。岩塚を蔵入としたのは、佐屋路の宿駅であるためである。

一円給知は、前述の寺社領4カ村以外には7カ村あったにすぎない。打出村と大蟻郷村が成瀬大内蔵の知行、中野外新田が鈴木嘉十郎の知行であり、牧野・本郷・八田・真福寺の4カ村は各々数人の藩士の相給村であった。中野外新田の開発と高請けが延宝8年以前であること、他の10カ村(一円寺社領村を含む)では延宝8年以降には、まったく新田が開発・高請けされ

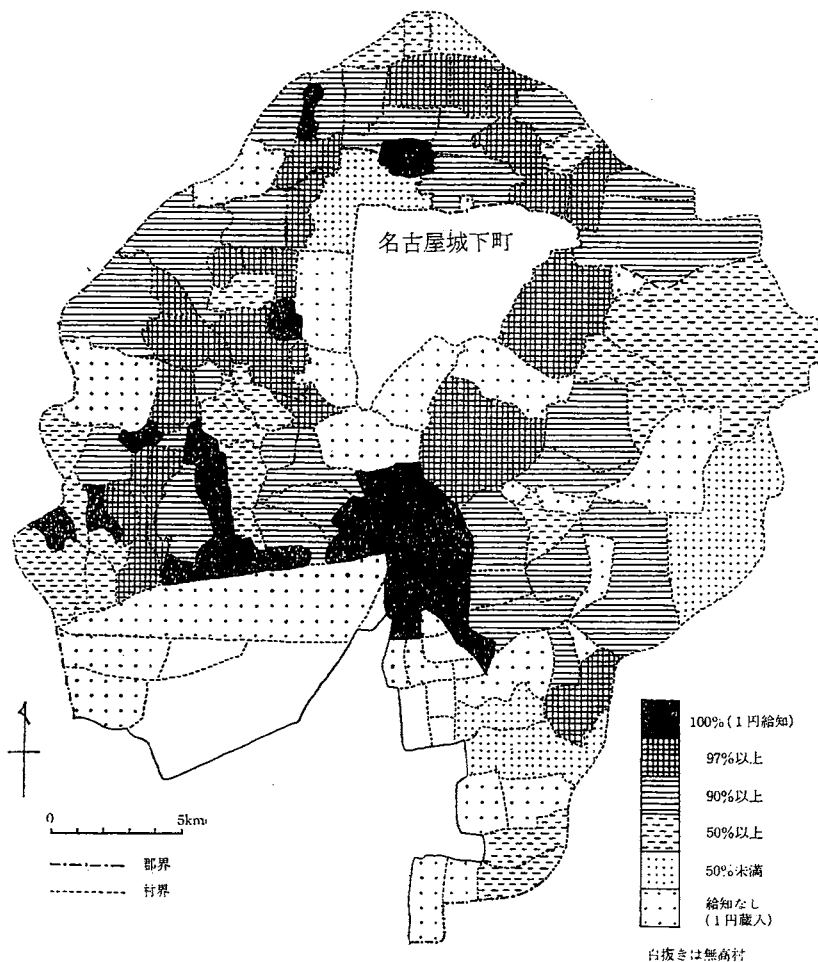


図8 給知高率(文政5年)

なかったことが、一円給知の村となっている一条件である。延宝8年以降に高請けされた新田は蔵入になったからである。

蔵入・給知立合は74カ村もある。そのうちの61カ村では、村高の80%以上が給知である。そのほとんどは、村内の本田と古い(延宝8年より前の)新田はすべて給知であるが、延宝以降の新田だけが蔵入になっているのである。すなわち、延宝8年以前の名古屋近郊村では村の領有の基本型は、一円給知と一円蔵入であり、蔵入・給知立合は例外的であったと考えられる。

蔵入・給知立合の74カ村のうち、(寺社を除いて)給人が1名だけの村は、9カ村にすぎない。成瀬隼人正の石仏・下ノ一色・大曾根の3

村、成瀬豊前守の中島新田、竹腰山城守の堀越村と東起村、志水甲斐守の押切村と牛毛荒井村、鈴木嘉十郎の中野村である。これらの給人はいずれも藩の重臣であった。ほとんどの村では給人が複数である。例えば、村高3,749石の御器所村では、蔵入高(75石)と名古屋天王祭礼領(50石)を除いた給知高3,624石が61名もの給人に割り当てられていた。

給知の年貢率は、蔵入地よりも若干高いのが普通であった。藩が提示した給知の年貢率の基準は、いくども改定されているが、宝暦8年(1758)のそれは、知行高千石以上は32%、300石以上は33%、300石未満は35%であった。宝暦8年以前は、これより各々3%高く、安政2

2年(1855)の改定では、これより各々2%<sup>26)</sup>ひき下げている。しかし、給知の実際の年貢率は、村により、給人により異なった。また蔵入地の年貢率も、村によって、同一村内でも本田と新田(開発時期別)では高低があった。また定免の土地もあれば、不同免の所もある。

尾張藩では従来、国奉行の下僚の代官が蔵入を、郡奉行が給知を支配していたが、天明の改革により郡奉行の職制を廃止して、代官の職務に併合し、名古屋の大代官と領内要地10カ所に配置された代官が、蔵入・給知の区別なく、村単位に支配することになった。代官所(陣屋)を中心とする行政区域が編制された。対象地域のほとんどは当初から大代官支配であったが、東部の10カ村(図1の23~32)と新田6カ村(同106~111)は、文化8年(1811)までは鳴海代官支配であった(注(2)301頁)。

大代官支配の村では文化7年(1810)に高持と無高の戸数が調査された。対象地域のうち77カ村については、その結果が徇行記に載っている。それを平均すると、高持の家の割合(高持率)は68%であった。町続きの村では栄村が63%、杉村が55%であり、平均よりやや低い。熱田新田を含む6新田村の平均はもっと低い(表3)。北部では全般に高く、西部(とくにその南西寄り)では低い傾向がみられた。しかし、高持率の低い村に小作農が多かったとは必ずしもいえない。

例えば、総戸数126戸のうち無高が57戸であった杉村は「往昔は……村中は農舎のみなりしが、其後清水町漸々に建ならべしより、商屋多くなり、享保年町奉行支配所に属せし以来は、別して城府の風俗移り、それに従ひ村落までも農商混ざるのみならず、村中に小借屋を取建、又は仕官の輩宅地又は別荘となり、……小牧街道八皇子社より北の方は、元より左右に農屋のみ軒をつらね建ならびしが、後年……商屋建ならびしより、古より在り来りの農屋までも悉く商売となれり」(注(3)125~6頁)という。町続きの村は都市化していたのである。また無高が過半をしめた牧野村は藩法上の「町続き」では

ないが、城下町に近く、「佃力不足歟数も少き所ゆえ、近年老瀬川東とほりに長屋を二棟取建、佃力の助けとせしが、今は多く小商ひをし、又は茶店などをするものつどふ様になれり、其外本郷にも米屋・油屋・紺屋・鍛冶屋などもすめり。是は禰宜町通りの村落なれば商売の余風移れり」(注(2)87頁)と、農外就業が増えていた。

城下から比較的離れている下ノ一色村も、総戸数513戸のうち無高が301戸をしめたが、「古へより海江に属したる土地故に、運漕の利ありて農夫漁師商賈入り交りて土着せり。……漁師は古来より蛎蛤をとり、……何によらず海魚を捕来れり。……此村に大四ッ乗一艘あり。此村は万づ商ひ物ありて四方の村より輻輳する所」(注(2)158頁)で、農業のほかは漁業や海運業、商業が盛んであった。

しかし、このような産業と職業の地域的分化を検証するためには、徇行記だけでは不十分であろう。とくに城下町近辺および街道沿いの村の都市化については、別の機会に論じたい。

## 結 語

近世後期の地誌「尾張徇行記」に基づいて、名古屋近郊村の土地条件の多様性を検討した結果、次の点が明らかになった。

1. 村の人口と石高の規模は実に様々であった。大きな村では人口2千人、村高2千石をこえているが、他方には無人の村や無高の村さえ少なくなかった。一般的には、町続きや東部において村の規模が大きく、北部や新田村は小さい村がほとんどであった。

2. 人口1人当たり石高も様々であった。4石以上の村もあれば、1石未満の村があった。町続きの村では少なく、北部の村では多いという傾向がみられる。この石高の差異は、他の村の耕地を小作する形態をとくに西部の村々に発生させた。

3. 村を古村と新田村に分け、さらに平均石盛1石5斗、水田率60%、結知高率90%を境に各々2区分するならば(図9)、24の類型がありうる。しかし、新田村には平均石盛1石5斗



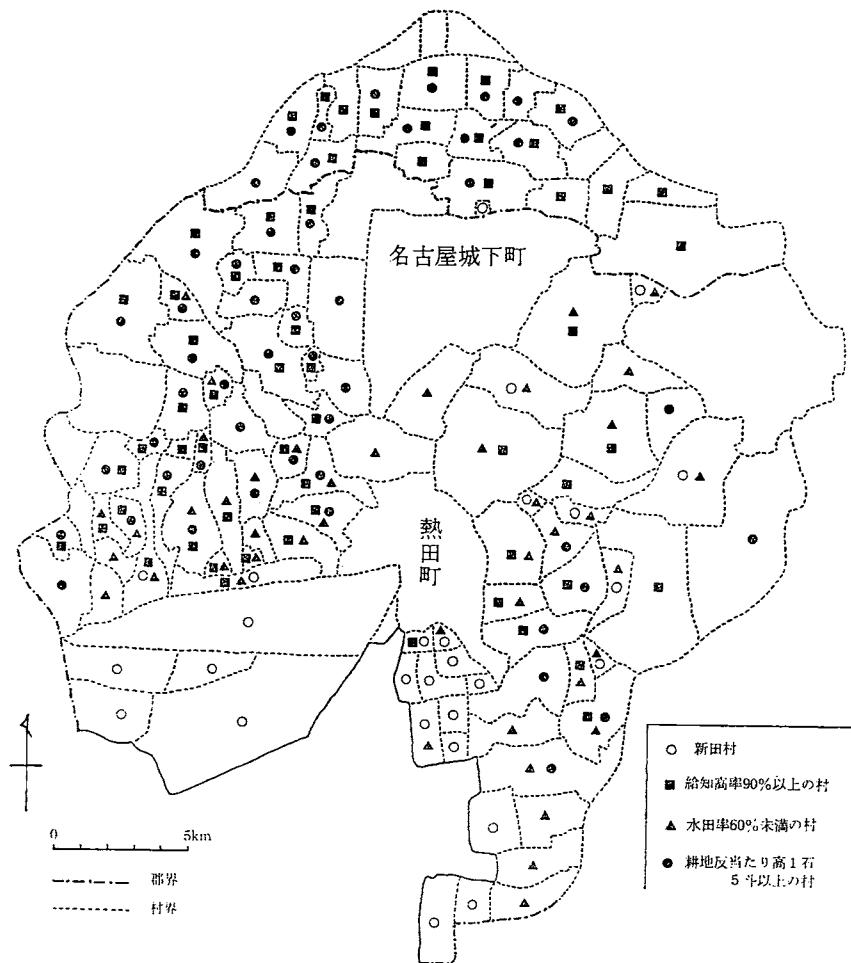


図9 村落の類型(文政5年)

以上の村はなく、そのほとんどは水田率60%以上・給知高率90%未満である。

4. 古村は新田村より多種多様であるが、給知高率の高い村が多い。そのうち、水田の多い、石盛の高い村が古村の3分の1をしめる。とくに北部と西部はこのタイプの村が多い。これに次ぐ類型は水田の少ない、石盛の低い村である。とくに東部ではこの類型が最も多い。

5. 見取地と林野は主として東部の村にあった。とくに林野は東部の3村に集中している。これらは沖積低地にはほとんどない。

(金沢大学文学部)

〔付記〕 本稿の内容の概略は、昭和59年4月の歴

史地理学会大会(於、砺波市)において口頭発表した。

〔注〕

- 1) 名古屋城下とそれに隣接する愛知郡6カ村の巻は那古野(名古屋)府城志と題されている。本稿で使用するのは、名古屋市教育委員会編集兼発行『名古屋叢書、第9巻、地理編(4)名古屋府城志』(昭和38年、373頁)
- 2) 愛知郡の巻は、同上『名古屋叢書続編、第4巻、尾張徇行記(1)』(昭和39年、502頁)
- 3) 春日井郡の巻は、同上『名古屋叢書続編、第5巻、尾張徇行記(2)』(昭和41年、614頁)
- 4) 寛文12年(1672)に編集された藩撰地誌。同上『名古屋叢書続編、第1～3巻』(昭和39～41年)。

- 愛知・春日井・丹羽の3郡は第1巻に所収。
- 5) 宝暦2年(1752)松平君山の撰。名古屋史談会が大正2～5年に編纂発行(昭和49年に復刻版を愛知県郷土資料刊行会が発行)した。
  - 6) しかし、徇行記のうち、葉栗郡全域および中島郡と知多郡の各一部分については、散逸し、今日まで未発見である。
  - 7) 拙稿「尾張丹羽郡の藩政府の土地条件」人文地理, 32巻6号(昭和55年12月)558～567頁。
  - 8) 同上「尾張春日井郡の藩政府の構成(前編)・(後編)」金城学院大学論集, 社会科学篇, 23号(昭和56年3月)1～31頁, 同24号(昭和57年3月)1～31頁
  - 9) 同上「尾張西南部の近世村落の土地条件(前編)」金沢大学文学部論集, 史学科篇, 第4号(昭和59年3月)87～115頁。
  - 10) 林董一『尾張藩公法史の研究』日本学術振興会(昭和37年)225～226頁。この場合の特定事務とは、触達・人数改・庄屋町代の任免・失落人の捜索・警備一般であった。徴税に関する事項はいぜんとして国奉行ないし勘定奉行, その下僚である代官の手に留保されたので, 町続きは両奉行に分属した。
  - 11) 「地方品目解」(名古屋叢書・10巻, 昭和37年, 460頁)に, 「是は, 御用地に被召上候而御家中屋敷に相成候地方, 其外, 村々にて各別之禿地には御国奉行より証文出し候引地に相立, 其分は三役銀相勤不申候。」
  - 12) 愛知県編集発行『愛知県史, 第2巻』昭和13年, 509頁。
  - 13) 前注11) 461頁に「是は御家中之輩知行之内, 本村は給知御座候処, 其村に附候御蔵入之見取所新田等, 子細有之, 給人に引請, 御年貢差出候を申候。」
  - 14) 木村礎校訂『旧高旧領取調帳・中部編』近藤出版(昭和52年)4頁。
  - 15) この新田は, 「9代藩主宗睦の発案で熱田奉行・津金胤臣が計画を立て, 寛政12年(1800)7月着工した。名古屋の勝手方用達から経費1万両を調達させ翌享和元年(1801)竣工した。……文化2年(1805)検地。地主として伊藤次郎左衛門など名古屋城下の豪商が入った。」下中邦彦編『日本歴史地名大系, 第23巻, 愛知県の地名』(昭和56年)平凡社, 206頁。
  - 16) 以上の形態は一筆ごとの土地についての区分であるから, 村内に別々の形態が併存することもある。
  - 17) 徳川義親『尾張藩石高考』徳川林政史研究所(昭和34年, 102～103頁)によると, 尾張藩では, 各村の寛永11年(1634)から10年間の平均年貢米を調査し, それが村高の40%になるように, つまり平均年貢米の2.5倍に, 正保2年に村高を伸縮した。これを「高概し」または「四ッ概し」と呼ぶ。改定後の石高を概高, 改定前のそれを元高という。これは一大財政改革であった。
  - 18) 見取地は藩の税法上の区別であり, 土地利用は耕地だけではなく。林野も同様に必ずしも林地ではない。
  - 19) 前注14)による。
  - 20) 洪積段丘が主に新田開発された春日井郡全体では, 切添新田が3分の2をしめた(前注8)前編, 19頁)
  - 21) この新田の「地主は御家中を初め, 寺社農商共すべて二千三百口ほどもあり。」開発当初「新墾の地佃力不足なるにより, 初入百姓十戸ほど造立の事を官舎に請ければ, 修造料三十金ほども拝借し, 夫を基本とし漸々に入百姓をさせ, 又は自分料を以て家を修造して移り来れる人もあり, 漸々に戸口まし二百戸程にもなれり」(前注1)82～83頁)。
  - 22) 林董一『尾張藩の給知制』一條社(昭和33年)5頁。天保5年現在。
  - 23) 石仏村は従来から成瀬隼人正の知行地であり, 同村南部に開発された元高100石(14町2反歩)の藤成新田は成瀬家の菩提寺白林寺(名古屋)の寺領とされた。
  - 24) 「地方古義」『名古屋叢書続編 第3巻,』昭和41年, 296頁)。
  - 25) この村の給人の1人武野家については, 新見吉治「江戸時代中期尾張藩士知行の研究」郷土文化, 10巻1号(林董一編『尾張藩家臣団の研究』名著出版, 昭和50年, 229～248頁所収)がある。
  - 26) 所三男「藩政改革と明治維新」社会経済史学, 22—5, 6(同上書, 3～36頁所収。10頁)による。

## Land Conditions in the Suburbs of Nagoya during the Tokugawa Period

Yusaku KAJIKAWA

This article is based on the *Owari Junkoki*, a chorographical work completed in 1822. *Owari* was the name of an area in the western part of present-day Aichi Prefecture; the term *Junkoki* means chorography. With the aid of this chorographical work, analyses were carried out of the land conditions of 114 villages once existing in certain areas adjacent to the former castle town of Nagoya. For the purpose of analyses, these villages are divided into five groups. One group consists of twenty-three newer villages, that is, villages settled after 1608, most of which were located in reclaimed areas along the gulf of Ise. The other four groups comprise older villages classified into villages in urbanised districts in the vicinity of Nagoya, and villages located, respectively, in the northern, eastern and western parts of the area under study.

The results of the analyses are as follows :

1) The size of a village in terms of *kokudaka*, or assessable land products (ALP), and the population was generally larger in the urbanised and eastern areas. The smallest-sized villages were to be found in the western areas where the newer villages were located.

2) Per capita *kokudaka* in urbanised areas was less than in other areas; for example, the northern areas had relatively higher *kokudaka*. *Kokudaka* figures for the western areas differed greatly according to village; for this reason, though in the Early Modern period tenant farmers usually cultivated land located in their own villages, many farmers here found it more to their advantage to cultivate land in villages other than their own.

3) The per acreage ALP (measured in *tan*, i. e., ten ares) of the farm land in the newer villages was lower than that for the older villages; among the older villages, the per capita ALP was generally higher in the urbanised areas. The ALP figures were also generally higher for paddy fields in comparison with dry fields. Arable lands and forest land, which were exempt from the tribute usually exacted from the tenants by the owner of the land, were concentrated in the eastern areas.

4) The areas discussed here together comprise the *Owari han* (*daimyo* administration) territory. Only one third of this particular *han*, consisting chiefly of the villages of urbanised areas and newly reclaimed villages after 1608, belonged directly to the *daimyo* and rendered him tribute. The remaining two-thirds were subject to the exaction of tribute by the vassals of the *han*.